

○長崎県市町村職員共済組合職員就業規則

〔昭和37年12月12日〕
規則第4号

改正

昭和44年	6月27日規則第19号	昭和49年	2月15日規則第29号
昭和49年	3月28日	昭和53年	3月31日
昭和62年	8月26日規則第70号	平成元年	3月7日規則第75号
平成元年	8月8日規則第76号	平成2年	4月1日規則第76の1号
平成3年	7月20日規則第82号	平成4年	11月13日規則第86号
平成5年	3月22日規則第89号	平成6年	11月1日規則第94号
平成7年	1月23日規則第96号	平成7年	12月15日規則第101号
平成8年	6月25日規則第105号	平成9年	2月25日規則第106号
平成11年	12月22日規則第115号	平成13年	9月3日規則第123号
平成14年	2月26日規則第125号	平成15年	6月16日規則第129号
平成17年	6月20日規則第136号	平成21年	2月26日規則第151号
平成21年	3月23日規則第152号	平成22年	6月14日規則第155号
平成29年	12月8日規則第166号	平成31年	3月25日規則第171号
令和2年	2月18日規則第176号	令和2年	11月17日規則第179号
令和4年	1月21日規則第183号	令和4年	6月27日規則第184号
令和4年	7月1日規則第185号		

第1章 総則

(規則の趣旨)

第1条 この組合に勤務する職員の就業については、関係法令及び別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(適用除外)

第2条 この規則は、次の職員にはこれを適用しない。

(1) 日々雇用される者

(就業の基準)

第3条 職員は互いに人格を尊重し、この規則で定めた事項を遵守し、責任を重んじ、互いに協力し、職務に精励して組合の目的達成に努力しなければならない。

第2章 職員の任用

(任命権者)

第4条 職員の任用は理事長が行う。

(職員の採用方法)

第5条 職員の採用は、公開公募を原則として、試験又は選考によって行う。

(欠格条項)

第6条 次の各号の1に該当する者は職員となることができない。

(1) 禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまで又はその執行を受けることがな

くなるまでの者

(2) 組合で懲戒免職の処分を受けた者
(昇任の基準)

第7条 職員の昇任は勤務年数、勤務成績その他能力の実証に基づいて行う。
(条件付任用)

第8条 職員の任用にあつては、特別の場合を除くほかすべて条件付とし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したと認めるときに正式に任用する。ただし、条件付任用の期間を1年に至るまで延長することができる。

第3章 給与

(給与)

第9条 職員の給与の種類、計算及び支給の方法、給与の締切及び支給の時期並びに昇給については、長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（昭和37年規程第4号。以下「職員給与規程」という。）の定めるところによる。

第4章 勤務時間、休日及び休暇

(1週間の勤務時間)

第10条 職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、1日につき7時間45分となるように割り振るものとする。ただし、長崎県市町村職員共済組合職員の育児休業等に関する規程（平成6年規程第154号。以下「育児休業規程」という。）第14条第4項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業規程第21条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び第30条の5に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）については、1週間ごとの期間について、当該勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の勤務時間の割振りは、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員を除き午前8時30分から午後5時15分までとし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。

3 休憩時間は、勤務を要しない時間とし、これに対しては、給与を支給しない。

4 育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務の内容に従い、育児休業規程第14条に定める。

5 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

(勤務を要しない日)

第11条 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、

再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

(休日)

第12条 職員の休日は次に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(時間外勤務等)

第13条 第10条から前条までの規定にかかわらず、業務の都合によりやむを得ないときは、事務局長は、職員を勤務時間を延長して勤務させ、又は勤務を要しない日若しくは休日に勤務させることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に限り勤務させることができる。この場合において理事長は、当該職員に対し手当を支給し、又は代休を許可することができる。

(時間外勤務代休時間)

第13条の2 理事長は、職員給与規程第13条第2項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、次条で定める期間内にある第10条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条に規定する休日及び前条に規定する代休を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第13条の3 前条第1項の期間は、職員給与規程第13条第2項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

- 2 理事長は、前条第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（第12条に規定する休日及び第13条に規定する代休を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における職員給与規程第13条第2項の規定の適用を受ける時間（以下この項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 職員給与規程第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 職員給与規程第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分を単位として行うものとする。
- 4 理事長は、前条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 理事長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、理事長が定める。

(深夜勤務の禁止)

第14条 18歳未満の職員を、午後10時から午前5時までの間に勤務させることはできない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第14条の2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する細則（平成6年細則第26号）第3条に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この項において「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができるものとして、理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第13条第1項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第13条第1項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第19条の3第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民

法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として職員の育児休業等に関する細則（平成6年細則第26号）第3条に定める者を含む。以下次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この項において「深夜」という。）において常態として当該子を養育することができるものとして、理事長が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）とあるのは「要介護者の職員」と、「当該子を養育」とあるのは、「当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「午後10時から翌日の午前5時までの間における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、育児又は介護を行う職員の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。

（年次休暇）

第15条 職員（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員を除く。）の年次休暇は、1年につき20日とする。この場合は有給休暇とする。

2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である者（以下この条において「斉一型短時間勤務職員」という。）は、20日にその職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。この場合は有給休暇とする。

3 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、前項に掲げる職員以外の者（以下この条において「不斉一型短時間勤務職員」という。）は、155時間に第10条の規定により定められた勤務時間（以下この項において「1週間の勤務時間」という。）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その職員の1週間の勤務時間をその職員の1週間当たりの勤務日の数で除して得た時間（第8項において「1日平均勤務時間」という。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。この場合は有給休暇とする。

4 年次休暇は、有給休暇とし理事長の承認を得て正規の勤務時間中に給与の支給を受けて勤務しない期間をいう。

5 職員及び斉一型短時間勤務職員の年次休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと認めるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

6 不斉一型短時間勤務職員の年次休暇は、業務に支障がないと認めるときは、1時

間を単位として与えることができる。

- 7 理事長は、年次休暇を職員が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 8 職員及び斉一型短時間勤務職員の1時間を単位として与える年次休暇は、1年において5日の範囲内とする。また、1時間単位の年次休暇を1日又は半日に換算する場合は、8時間をもって1日とし、4時間をもって半日とする。斉一型短時間勤務職員の1時間を単位として与える年次休暇は、その職員の勤務日の1日の勤務時間、不斉一型短時間勤務職員にあつてはその職員の1日平均勤務時間)をもって1日とする。
- 9 年の中途において、新たに採用された職員のその年における年次休暇は、次表に定めるところによる。

発令の日の 属する月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

(年次休暇の繰越)

- 第15条の2 年次休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(以下「残日数」という。)があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を限度としてこれを翌年に繰り越すことができる。
- 2 前項の規定により前年から繰り越された年次休暇を有する職員のその年における年次休暇は、前年から繰り越された年次休暇、当該年の年次休暇の順に請求するものとする。
- 3 再任用職員(第30条の4に規定する常時勤務を要する職又は第30条の5に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)の採用時における年次有給休暇の繰越しについては、定年等による退職日の翌日から起算して1月後までに採用された場合には、退職以前の勤務と継続するものとして取り扱う。
- 4 再任用職員の年次有給休暇の繰越しについては、付与日数を上限として繰り越すことができるものとする。

(年の算定)

第15条の3 第15条に規定する年は、暦年とする。

(業務上の傷病による休暇)

- 第16条 職員が傷病により勤務することができない場合において当該傷病を業務に起因したものと理事長が認定したときは、その療養期間中は、有給休暇とする。
- 2 前項の療養期間は、医師の証明及び関係者の現認証等に基づき、最小限度必要と認める期間とする。

(結核療養休暇)

第17条 職員が結核性疾患にかかり療養を要する場合には、1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認める期間の有給休暇を与えるものとする。

(病気休暇)

第17条の2 職員が業務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。）により勤務することができない場合は、90日を超えない範囲内において、医師の診断書に基づき必要と認める期間の有給休暇を与えることができる。

2 職員が病気休暇後勤務に服した場合において、90日以内に同一疾病により再び病気休暇を受けようとするときは、その前後の休暇の期間は通算するものとする。

(生理休暇)

第18条 生理日において就業することが著しく困難な者が休暇を請求したときは、必要と認められる期間、有給休暇を与えるものとする。

(産前産後の休暇)

第19条 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）以内に出産する予定の女子職員が、休暇を請求した場合及び出産（妊娠85日以上の分娩をいう。）後8週間は、医師又は助産婦の証明に基づき、その者に有給休暇を与えるものとする。

(育児休暇)

第19条の2 生後1年に達しない生児を育てる女子職員が育児の時間を請求した場合は、1日2回各30分間の育児休暇を与えるものとする。

(介護休暇)

第19条の3 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母若しくは職員と同居している者で、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、これらの者が負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

4 介護休暇については、職員給与規程第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同規程第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(慶弔休暇)

第20条 職員が、次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれの区分による期間の範囲内で有給休暇を与えることができる。

- (1) 職員が結婚をする場合 7日以内
- (2) 妻の出産の場合 3日以内
- (3) 忌引

死亡者	血族の場合	姻族の場合
配偶者	10日以内	
父母	7日以内	3日以内
子	5日以内	1日以内
祖父母	3日以内	1日以内
孫	1日以内	
兄弟姉妹	3日以内	1日以内
伯叔父母	1日以内	1日以内

生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

(4) 父母、配偶者及び子の祭日（年忌等をいう。） 1日

2 葬祭のため遠隔の地におもむく必要がある場合には、前項の日数に実際に要した往復日数を加算することができる。

（特別休暇）

第21条 特別休暇は、選挙権の行使、交通機関等の事故その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められた場合において与えるものとし、その事由及び期間は次の各号に掲げるとおりとする。この場合は有給休暇とする。

(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務に服することができないとき 必要と認められる期間

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他日常生活を支援する活動

(5) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために休暇を請求した場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(6) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日の範囲内の期間

- (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症が発症したとき又は同法による交通の制限若しくは遮断が行われた場合 必要と認められる期間
- (8) 地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断された場合 必要と認められる期間
- (9) 交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 必要と認められる期間
- (10) 職員が公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務に服することができない場合 必要と認められる期間
- (11) 妊娠中の女子職員がつわりのため勤務に服することができない場合 7日の範囲内の期間
- (12) 妊娠中の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠7月（妊娠1月は28日として計算する。以下同じ。）までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその支持された回数）の割合で、1日の範囲内の期間
- (13) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶ場合 勤務時間の始め又は終わりの時間で、その時間の合計が1日1時間の範囲内の期間
- (14) 職員が人間ドックを受ける場合 必要と認められる期間
- (15) 職員が勤続年数15年、25年及び35年を満したにより心身のリフレッシュを行うために請求した場合 それぞれの勤続年数を満した年度の翌年度の4月から3月までの期間内における、勤務を要しない日及び休日を除いて、原則として勤続年数15年は連続する3日、勤続年数25年は連続する4日、勤続年数35年は連続する5日の範囲内の期間
- (16) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認めた場合 必要と認められる期間

（育児休業等）

第21条の2 職員は、理事長の承認を受けて当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休暇等を行うことができる。

2 職員の育児休業等については、別に規程で定める。

（期間の計算）

第21条の3 第16条、第17条、第17条の2、第18条、第19条及び第20条に規定する期間には、いずれも勤務を要しない日及び休日は算入されるものとする。

（再任用職員のその他の休暇）

第21条の4 第16条、第17条、第17条の2、第19条の3、第20条及び第21条の規定は、再任用職員の休暇について準用する。ただし、第21条第3号、第4号、第11号、第12号、第13号及び第15号については適用しない。

第5章 分限懲戒

(分限)

第22条 職員が、次の各号の1に該当する場合においては、その意に反してこれを降任し又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほかその職務執行上適格性を欠くとき。
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたとき。

(免職の予告)

第23条 前条の規定により職員を免職するときは、30日前に予告するか又は1月分の給与を支給する。

(退職の届出)

第24条 職員は、退職せんとするときは、退職15日前までに理事長に届け出なければならない。

(退職手当)

第25条 前2条の規定による職員が免職及び願出により退職したときは、退職手当を支給する。

(休職)

第26条 職員が次の各号の1に該当する場合においては、その意に反しこれを休職とすることができる。

- (1) 疾病負傷のため、指定医師の診断により長期の休養を要すると認められたとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となったとき。

(休職の期間)

第27条 休職の期間は、次の期間内において理事長が命ずる。

- (1) 第26条第1項第1号の規定による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、第3号の場合は、その必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲においてそれぞれ個々の場合について理事長が定める。
- (2) 前号の規定に該当する者で、有給休暇の許可を受けた者の休職期間は、当該職員の有給休暇期間の経過した日から起算するものとする。
- (3) 第26条第1項第2号の場合は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

(条件付職員等に対する適用除外)

第28条 第23条から前条までの規定は、次の各号に規定するものには適用しない。

- (1) 条件付採用期間中の者
- (2) 6月以内の期間を定めた使用される者

(休職者の復職)

第29条 休職を命ぜられた職員は、休職の期間中であっても理事長がその事故を消滅したと認められたときは、すみやかに復職しなければならない。

(当然退職)

第30条 職員が次の各号の1に該当する場合は当然退職する。

(1) 休職を命ぜられた職員で第27条第1項各号に規定する休職の期間が満了したとき。

(2) 第6条第1項第2号の規定に該当するに至ったとき。

(定年による退職)

第30条の2 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、長崎縣市町村職員共済組合職員の定年等に関する規程（平成元年規程第112号。以下「定年等規程」という。）で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として定年等規程で定めるものとする。

3 前項の場合において、この組合における当該職員に関しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないと認められるときは、当該職員の定年については、定年等規程で別の定めをすることができる。この場合においては、国及び地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4 前3項の規定は、臨時的に任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第30条の3 理事長は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、定年等規程で定めるところにより、その職員に係る同項の規定に基づく定年等規程で定める日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、定年等規程で定めるところにより、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員にかかる前条第1項の規定に基づく定年等規程で定める日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(定年退職者等の再任用)

第30条の4 理事長は、組合の定年退職者等（第30条の2第1項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして長崎縣市町村職員共済組合職員の再任用に関する規程（令和4年規程第295号。以下「再任用規程」という。）で定める者をいう。以下同じ。）を職員が希望し、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、再任用規程で定めるところにより、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定による任期については、その末日は、その者が再任用規程で定める年齢に達する日以後における最初の3月31日までの間において再任用規程で定める日以前でなければならない。

4 第1項の規定による採用については、第8条の規定は適用しない。

(定年退職者等の短時間勤務の再任用)

第30条の5 理事長は、組合の定年退職者等を、職員が希望し、従前の勤務実績等に基づく選考により1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の1週間当たりの通常勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第3項において同じ。)に採用することができる。

2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第30条の2第1項の規定の適用があるものとした場合の定年に達した者に限り任用することができるものとする。

(懲戒)

第31条 職員が次の各号の1に該当する場合は、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) この規則並びに組合で定めた規則又は規程に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為のあったとき。

(懲戒の効果)

第32条 前条に規定する懲戒は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 戒告は、始末書を提出すること。

(2) 減給は、1日以上6月以下の期間とし、給料月額の10分の1以下に相当する額を減ずる。

(3) 停職は、1日以上6月以下の期間とし、この期間中いかなる給与も支給されない。停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

(4) 懲戒免職は、予告なしで解雇し、退職手当は支給しない。

(不服申立)

第32条の2 職員が第22条又は第31条の規定により処分を受け、処分について異議申立てがある場合には、長崎縣市町村職員共済組合理事会に対し、不服申立てをすることができる。

2 前項の規定により不服申立てをする場合、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に申立てなければならない。

3 不服申立の方法その他詳細については、理事長が別に定める。

第6章 服務

(職務上の命令に従う義務)

第33条 職員は、その職務を遂行するにあたって上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。ただし、命令に対して意見を述べることができる。

(信用失墜行為の禁止)

第34条 職員は、その職の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第35条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するときは、事務局長を経て理事長の許可を受けなければならない。

(施設、物品の愛護節約)

第36条 職員は、組合の施設及び物品の取扱いについては周到な注意を払い、愛護節約に努めなければならない。

第7章 安全及び衛生

(非常災害)

第37条 職員は、組合の施設に異状を発見し、又は出火その他災害事実が発見したときは、直ちに臨機の処置をとり、速かに上司に報告すると共に職員が互いに協力し、その被害を最小限度に止めるよう努めなければならない。

(火気に対する注意)

第38条 職員は、火災予防について充分注意しなければならない。

(伝染病予防措置)

第39条 職員が、法定伝染病にかかったときは、医師の証明がなければ服務することができない。

2 伝染病が職員の家庭又はその住居付近に発生したときは、直ちにその旨を事務局長に届け出て適当な予防措置をとらなければならない。

(健康診断)

第40条 職員に対して、毎年2回以上健康診断を行う。ただし、臨時に必要なときは、職員の全部又は一部に対して健康診断を行うことがある。

2 新たに採用する職員については、採用の際に健康診断を行う。

3 前各項の健康診断に要する費用は組合負担とする。

(就業制限)

第41条 職員が次の各号の1に該当するときは、健康要保護者として服務制限、職務の転換、治療その他保健衛生上必要な措置を命ずることがある。

(1) 年齢18歳未満のもので採用6月以内の者

(2) 疾病にかかり又は身体虚弱で一定の保護を必要とする者

(3) 妊産婦

(4) 生理日に勤務困難な者

(5) 第40条第1項の規定により健康診断の結果保護を必要とする者

(健康留意)

第42条 職員は、相互に衛生を重んじ、健康に注意し、事務所の清潔整頓に留意しなければならない。

第8章 災害補償等

(業務によらない障害給付)

第43条 職員が業務によらない疾病又は負傷のため障害となった場合においては、その者が受ける給付については、地方公務員等共済組合法の規定に基づき行う。

(業務上の災害補償)

第44条 職員が業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合において、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、労働者災害補償保険法及び地方公務員等共済組合法の規定に基づき補償されなければならない。

第9章 表彰

(表彰)

第45条 職員で、次の各号の1に該当する者は、理事長において表彰することができる。

- (1) 組合の目的達成に顕著な功績のあった者
 - (2) 火災その他の災害を未然に防止し、又は災害に際し特に功労のあった者
 - (3) 永年勤続者で組合に貢献した者
 - (4) その他前各号に準ずる篤行又は功労のあった者
- 2 表彰者に対する褒章、表彰の時期及び基準等に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (昭和37年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和44年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年規則第29号)

この規則は、昭和48年6月4日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年3月28日)

この規則は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年3月31日)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年11月1日から適用する。

附 則 (昭和62年8月26日規則第70号)

改正 平成2年4月1日規則第76の1号

この改正は、昭和62年8月26日から施行する。

附 則 (平成元年3月7日規則第75号)

この改正は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、昭和63年12月1日から適用する。

附 則 (平成元年8月8日規則第76号)

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月1日規則第76号の1) 抄

- 1 この改正は、平成2年6月1日から施行する。
 - 附 則 (平成3年7月20日規則第82号)
この規則は、平成3年7月20日から施行する。
 - 附 則 (平成4年11月13日規則第86号)
この規則は、平成4年12月1日から施行する。
 - 附 則 (平成5年3月22日規則第89号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成6年11月1日規則第94号)
この規則は、平成6年11月1日から施行する。
 - 附 則 (平成7年1月23日規則第96号)
この規則は、平成7年1月23日から施行し、平成7年1月1日から適用する。
 - 附 則 (平成7年12月15日規則第101号)
この規則は、平成8年1月1日から施行する。
 - 附 則 (平成8年6月25日規則第105号)
この規則は、平成8年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成9年2月25日規則第106号)
この規則は、平成9年2月25日から施行し、平成9年1月1日から適用する。
 - 附 則 (平成11年12月22日規則第115号)
この規則は、平成12年1月1日から施行する。
 - 附 則 (平成13年9月3日規則第123号)
この規則は、平成13年10月1日から施行する。
 - 附 則 (平成14年2月26日規則第125号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成15年6月16日規則第129号)
この規則は、平成15年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成17年6月20日規則第136号)
この規則は、平成17年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成21年2月26日規則第151号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成21年3月23日規則第152号)
この規則は、平成21年5月21日から施行する。
 - 附 則 (平成22年6月14日規則第155号)
この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
 - 附 則 (平成29年12月8日規則第166号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (平成31年3月25日規則第171号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (令和2年2月18日規則第176号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (令和2年11月17日規則第179号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日規則第183号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月27日規則第184号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年7月1日規則第185号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。